

農用地利用集積計画利用権設定

豊田市

整理番号	-
------	---

1 各筆明細

借り手	利用権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所を記載	(住所)	(氏名)	Tel					
	<input type="checkbox"/> ※農家要件ない場合は○								
貸し手	利用権を設定する者の氏名又は名称及び住所を記載	(住所)	(氏名)	Tel					
	<input type="checkbox"/> 農地中間管理機構を通じて貸借する場合は○	(住所)名古屋市中央区錦三丁目3番8号 JA あいちビル西館3階	(氏名) 公益財団法人愛知県農業振興基金 (愛知県農地中間管理機構) 理事長 仲井 靖	Tel 052-951-3288 80440525					
利用権を設定する農用地			設定する利用権						
	所在地番	現況地目	地積(m ²)	利用権の種類	利用権の内容	始期	終期	借賃(10a当り)	借賃の支払方法等
1				賃貸借 使用貸借	として利用	令和 . .	令和 .12.31	円 Kg 相当額	・毎年現金にて本人に支払 (口座振替) ・毎年現物にて本人に支払
2				賃貸借 使用貸借	として利用	令和 . .	令和 .12.31	円 Kg 相当額	・毎年現金にて本人に支払 (口座振替) ・毎年現物にて本人に支払
3				賃貸借 使用貸借	として利用	令和 . .	令和 .12.31	円 Kg 相当額	・毎年現金にて本人に支払 (口座振替) ・毎年現物にて本人に支払
4				賃貸借 使用貸借	として利用	令和 . .	令和 .12.31	円 Kg 相当額	・毎年現金にて本人に支払 (口座振替) ・毎年現物にて本人に支払
5				賃貸借 使用貸借	として利用	令和 . .	令和 .12.31	円 Kg 相当額	・毎年現金にて本人に支払 (口座振替) ・毎年現物にて本人に支払
6				賃貸借 使用貸借	として利用	令和 . .	令和 .12.31	円 Kg 相当額	・毎年現金にて本人に支払 (口座振替) ・毎年現物にて本人に支払

※農家要件 … 従事日数60日/年以上かつ耕作面積1,000m²以上 ⇒ 農家要件がない場合は、解除条件付きの利用権設定となります。

2 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、裏面に定めるところによる。

3 解除条件付の場合

農家要件がなく、解除条件付利用権設定になる場合は、裏面の確認事項に定めるところによる。

4 利用権の設定を受ける者の農業経営の状況

農地基本台帳のとおり

5 共有者の同意

- (1) 農地を貸し出すこと
- (2) 借賃の受領に関すること(賃貸借の場合)

共有者または相続人の人数	人
--------------	---

住 所	氏 名 また は 名 称	権 利 の 持 分

6 利用権を設定する者以外の者で利用権を設定する土地につき使用収益権(所有権以外)を有する者の同意

住 所	氏 名 また は 名 称	権 原 の 種 類

あつせん農業委員、農地利用最適化推進委員署名欄

※農業委員、農地利用最適化推進委員があつせんしていない場合は、記入不要です。

2 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

(2) 解約に当たっての相手方の同意

甲及び乙は1の各筆明細に定める利用権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

(3) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(4) 修繕及び改良

- ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。
- イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(5) 租税公課の負担

- ア 目的物に対する固定資産税その他の租税は、甲が負担する。
- イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。
- ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(6) 目的物の返還

- ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から7日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。
- イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195条）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。
- ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。
- エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(7) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(8) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(9) 機構関連事業（中間管理機構を通じて貸借する場合）

農地中間管理機構が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法（昭和24年法第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われる場合がある。

(10) 利用集積計画の取消

法令に定める要件又は手続に違反して農用地利用集積計画が定められた場合は、市はこれを取り消す。

3 確認事項（解除条件付の場合）

(1) 期間途中で貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙は、その終了の日から 日以内に、甲に対して当該土地を復旧し返還する。乙が原状復旧することができないときは、甲が原状復旧するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力または通常の利用により損失が生じた場合および修繕または改良により変更された場合は、この限りではない。

(2) 違約金の支払い

甲の責に帰さない事由により貸借を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し 分に相当する金額を違約金として支払う。

(3) 利用状況の報告

乙は、毎年1回、農業委員会まで農地の利用状況についての報告書の提出を行う。